

平成30年度税制改正大綱のまとめ (自民党・公明党大綱)

目次

- 1. 個人所得課税.....P. 2
- 2. 資産課税(相続税・贈与税・固定資産税).....P. 9
- 3. 法人課税(法人税).....P.22
- 4. 消費課税.....P.35
- 5. 国際課税.....P.38



増税



減税

1-1 給与所得控除の改正

平成32年分以降

改正の概要

- ① 控除額を一律10万円引き下げる
- ② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げる（給与等の収入が850万円を超える場合でも、特別障害者又は23歳未満の扶養親族等を扶養している人は負担増が生じない措置を講じる）

解説図

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円
850万円を超える場合でも、以下のケースは負担増にならない措置がある(1,000万円が上限)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が特別障害者 ・ 23歳未満の扶養親族がいる ・ 特別障害者である扶養親族がいる 	195万円＋(その収入金額－850万円)×10%

1-2 公的年金等控除の改正

平成32年分以降

改正の概要

- ① 控除額を一律10万円引き下げる
- ② 公的年金等収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限を設ける
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合の控除額を段階的に引き下げる

解説図

	公的年金等にかかる雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
定額控除	40万円	30万円	20万円
定率控除(50万円控除後)			
360万円以下	25%	25%	25%
360万円超720万円以下	15%	15%	15%
720万円超950万円以下	5%	5%	5%
最低保障額			
65歳未満	60万円	50万円	40万円
65歳以上	110万円	100万円	90万円

1-3 基礎控除の改正

平成32年分以降

改正の概要

- ① 控除額を一律10万円引き上げる
- ② 合計所得金額が2,400万円を超える場合は控除額が逡減し、2,500万円を超えると適用できない

解説図

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

1-4 青色申告特別控除の改正

改正の概要

青色申告特別控除額を55万円(現行:65万円)に引き下げる

解説

青色申告特別控除額を現行の65万円から55万円に引き下げる

しかし、以下の要件のいずれかを満たす場合は、控除額65万円

- ① 仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること
- ② 所得税の確定申告書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行うこと

1-5 各種所得要件等の改正

平成32年分以降

改正の概要

所得要件等が見直される主なもの

- ・ 同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件
- ・ 源泉控除対象配偶者の所得要件
- ・ 配偶者特別控除の対象配偶者の所得要件
- ・ 勤労学生の所得要件
- ・ 家内労働者等の所得計算の特例に係る最低保障額

解説

所得要件等	現行 (合計所得金額)	改正後 (合計所得金額)
同一生計配偶者・扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象配偶者	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下
家内労働者等の特例に係る最低保障額	65万円	55万円

1-6 居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の延長

平成31年12月31日まで

改正の概要

以下の制度について、適用期限を平成29年12月31日までだったものを2年延長し、平成31年12月31日までにする

- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等

1-7 年末調整手続きの提出書類の簡素化

平成32年10月1日以降

改正の概要

年末調整の際に提出する以下の書面を電磁的方法によって提出できることとする。

- ・ 生命保険料控除又は地震保険料控除
- ・ 住宅ローン控除申告書に記載すべき事項及び年末残高証明書 ※

※事前に税務署長の承認を受ける必要がある

1-8 支払調書等の提出義務制度の改正

平成33年1月1日以降

改正の概要

支払調書等のe-Tax又は光ディスク等による提出義務制度の判定基準の引き下げ

現行:1,000枚以上 ⇒ 改正後100枚以上
(その年の前々年に提出すべき枚数で判定)

2-1 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

平成30年分以降

改正の概要

(1)一般社団法人等に贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し

個人から一般社団法人等※に財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税について、現行制度の規定は不明確であることから、贈与税等が不当減少しないと認められる現行の要件(役員のうち親族が3分の1以下など)のうち、いずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることの規定が明確化される。

※一般社団法人等…一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く)

適用時期:平成30年4月1日以後の贈与又は遺贈で取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用

2-1 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

改正の概要

(2) 特定的一般社団法人等に対する相続税の課税

<現行>

一般社団法人等に財産を移転し、役員交代により、親から子へその財産を代々承継させても相続税は課税されない

<改正>

次の要件を満たす特定一般社団法人等※に相続税が課税される

①要件

特定一般社団法人等※の理事(相続開始前5年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の理事であった者を含む)が死亡した場合

※特定一般社団法人等とは、以下のうちいずれかの要件を満たすものをいう

(イ) 相続開始の直前における同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超えること

(ロ) 相続開始前5年以内に、同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上

②相続税額の計算

(イ) 特定一般社団法人等の財産を死亡時の同族役員(被相続人を含む)※の数で等分した金額に相続税が課税される

(ロ) (イ)の相続税額から、贈与時に既に課税された贈与税額を控除する。

※同族役員とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人、その配偶者又は3親等以内の親族その他当該被相続人と特殊の関係がある者(被相続人が会社役員となっている会社の従業員等)をいう

③適用時期

原則: 平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に適用

経過措置(既存法人): (イ) 平成33年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に適用

(ロ) 平成30年3月31日以前の期間は、①※(ロ)の2分の1を超える期間に該当しないものとする

2-2 土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設

平成30年分以降

改正の概要

(1) 名義変更されていない土地を相続した場合、死亡者の名義変更に関する登録免許税を免税とする

適用時期:平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間

(2) 土地の価額が10万円以下である地方の土地を相続した場合、名義変更に関する登録免許税を免税とする

適用時期:所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(仮称)の施行日から平成33年3月31日までの間

2-3 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設

平成30年分以降

改正の概要

美術品の所有者が、一定の美術館※1と特定美術品※2の契約を締結し、その特定美術品を美術館に寄託した場合、その所有者が死亡しても、納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%部分の相続税の納税が猶予される

※1一定の美術館とは、博物館法に規定する博物館又は博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう

※2特定美術品とは、重要文化財に指定された美術工芸品又は登録有形文化財(建造物を除く。)であって世界文化の見地から歴史上、芸術上若しくは学術上特に優れた価値を有するものをいう

2-4 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

平成30年分以降

改正の概要

(1)次に掲げる貸付がされた生産緑地についても相続税の納税猶予を適用する

①都市農地の貸借の円滑化に関する法律(仮称)

(イ)認定事業計画(仮称)に基づく貸付け

(ロ)特定都市農地貸付け(仮称)の用に供されるための貸付け

②特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」という。)

(イ)地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

(ロ)地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を締結しているもの)の用に供されるための貸付け

(2)三大都市圏の特定市以外の地域内の生産緑地について、営農継続要件を現行の20年から終身とする

※三大都市圏の特定市・・・東京都特別区、首都圏・近畿圏・中部圏にある政令指定都市、及び既成市街地・近郊整備地帯などに所在する市

(3)特例農地等(納税猶予の特例の適用を受けた農地等)の範囲に、特定生産緑地※である農地等及び三大都市圏の特定市の田園住居地域内の農地を加える

2-4 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

平成30年分以降

改正の概要

(4)特定生産緑地※の指定又は指定の期限の延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている納税猶予に限り、その猶予を継続する

※特定生産緑地・・・生産緑地指定がされた1992年から30年経過が近づいた農地について、市町村が特定生産緑地として指定し、買取りの申出をすることができる時期を10年間先送りにする制度

適用時期:上記(1)と(2)の規定は、法律施行日以後に相続又は遺贈により取得する農地等に係る相続税について適用する

なお、同日前に相続税の納税猶予の適用を受けている者については、選択により、(1)の適用ができることとされ、その場合には、上記(2)も適用される

2-5 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

平成30年分以降

改正の概要

- (1) 持ち家に住んでいない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、次に掲げる現行の(イ)、(ロ)に加えて(ハ)、(ニ)に該当する者も除外する
- (イ) 相続開始時において、被相続人に配偶者及び同居の法定相続人がいないこと
 - (ロ) 相続開始前3年以内に日本国内にある自己又は自己の配偶者が所有する家屋に居住したことがあること
 - (ハ) 相続開始前3年以内に、特例の適用を受ける者の3親等内の親族※1又はその者と特別の関係のある法人※2が所有する国内にある家屋に住んだことがある者

※1 3親等内の親族・・・本人から見て、1親等：父母・子 2親等：祖父母・孫・兄弟姉妹 3親等：曾祖父母・曾孫
おじ・おば・おい・めい

※2 特別の関係のある法人の範囲は、現段階では未確定

(ニ) 相続開始時において、過去に持ち家を所有していたことがある者

- (2) 貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等を除外する
ただし、相続開始前3年を超えて事業的規模※1で貸付事業を行っている者が、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供していた場合は貸付事業用宅地等の範囲に含まれる

現行の要件・・・相続開始直前において、被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等で申告期限まで引き続きその宅地等を所有及び継続して貸付していることが条件

※1 事業的規模・・・現段階では、相続税法における事業的規模の定義は未確定であるが、所得税法における事業的規模の定義は、原則として5棟10室基準である

2-5 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

平成30年分以降

改正の概要

(3)老人ホーム等の範囲に介護医療院※が含まれることとなった。介護医療院に入所したことより、被相続人の居住しなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、相続の開始の直前において、被相続人が居住していたものとし本特例を適用する

※介護医療院・・・何かしらの医療が必要な要介護者のために、長期療養と日常生活の介助を提供する新たな介護施設

適用時期:上記(1)～(3)の規定は、平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する

2-6 その他

改正の概要

- (1) 特定の増改築等がされた住宅用家屋の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の拡充・延長
対象工事に居室の窓の断熱改修工事又はこれと併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3となるものを追加し、その適用期限を2年延長する
- (2) 経営力向上計画(仮称)の認定事業者が計画に基づき行う組織再編の登記に対する登録免許税の軽減措置
経営力向上計画(仮称)の認定を受けた認定事業者について、次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する
 - (イ) 合併による不動産の所有権の移転登記 1,000分の2(本則1,000分の4)
 - (ロ) 分割による不動産の所有権の移転登記 1,000分の4(本則1,000分の20)
 - (ハ) その他の原因による不動産の所有権の移転登記 1,000分の16(本則1,000分の20)

適用時期: 中小企業等経営強化法の改正法施行日から平成32年3月31日までの間にされたものに限る
- (3) 特定認定長期優良住宅に係る保存登記等の登録免許税の軽減措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長する
- (4) 認定低炭素住宅に係る保存登記等の登録免許税の軽減措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長する
- (5) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長する
- (6) 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長する
- (7) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長する

2-7 事業承継税制の特例の創設等



平成30年分以降

改正の概要

- ① 特例後継者(仮称)が、特例認定承継会社(仮称)の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予する。
- ② 特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間(仮称)(5年)内の当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、本特例の対象とする。
- ③ 現行の事業承継税制における雇用確保要件を満たさない場合であっても、納税猶予の期限は確定しない。この場合には、その満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出しなければならない。
- ④ 一定の要件を満たす場合において、特例承継期間(5年)経過後に、特例認定承継会社の非上場株式を譲渡をするとき、特例認定承継会社が合併により消滅するとき、特例認定承継会社が解散するとき等には、納税猶予額を免除する。

解説図

【特例後継者(仮称)】

特例認定承継会社の特例承継計画(仮称)に記載された当該特例認定承継会社の代表権を有する後継者(※1)であって、当該同族関係者のうち、当該特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者(※2)をいう

(※1)同族関係者と合わせて当該特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者に限る。

(※2)当該特例承継計画に記載された当該後継者が2名又は3名以上の場合には、当該議決権数において、それぞれ上位2名又は3名の者(当該総議決権数の10%以上を有する者に限る。)

【特例認定承継会社(仮称)】

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたものをいう。

【特例承継計画(仮称)】

認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいう。

2-7 事業承継税制の特例の創設等



解説図

【事業承継税制の拡充】

①特例対象株式の上限撤廃

＜現行＞

発行済議決権株式総数の3分の2を上限として、対象株式の承継時の贈与税の納税猶予割合100%・相続時の納税猶予割合80%

＜改正(特例)＞

特例対象株式数を100%に引き上げ、対象株式の承継時の贈与税・相続税の納税猶予割合100%

②複数後継者による承継も対象

＜現行＞

代表権を有する又は有していた先代経営者1名から後継者1名への株式承継に限定

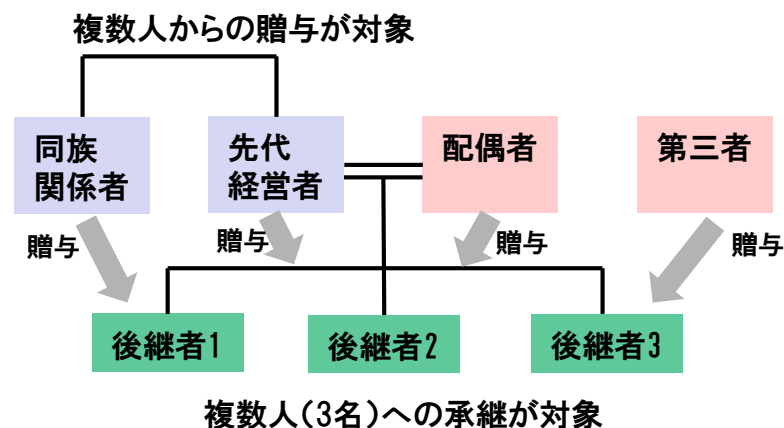
＜改正(特例)＞

配偶者や従業員からの贈与・相続や、特例後継者が複数(3名まで)の場合の承継も対象化

承継の時期に時間差がある場合でも、後継者への贈与/相続があり納税猶予が開始してから5年以内に行った贈与・相続についても適用対象

・特例後継者の要件

- イ)代表権を有する
 - ロ)同族関係者とあわせて議決権の過半数を有する
 - ハ)同族内で最も多くの議決権を有する
- ニ)総議決件数の10%以上を有する



2-7 事業承継税制の特例の創設等



解説図

【事業承継税制の拡充】

③雇用確保要件の緩和

<原則>

申告期限後5年間の平均で、贈与時・相続開始時の雇用の80%を維持(雇用を維持できない場合は、利子税を含めて全額納付)

<改正(特例)>

5年間の平均で雇用80%を下回った場合でも、その満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば、引き続き納税は猶予(経営悪化が理由の場合は、認定支援機関による指導・助言を要する。)

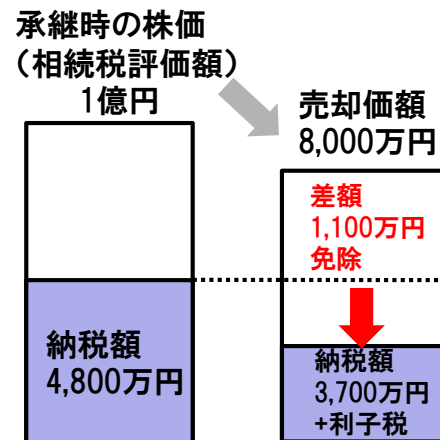
④経営環境変化に応じた減免制度の創設

<現行>

免除は後継者の死亡、破産等の場合

<改正(特例)>

- ・「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす」場合には、株式の譲渡、合併による消滅、解散時点の株価で再計算した税額と譲渡等の前5年間に特例後継者及びその同族関係者に対して支払った配当及び過大役員給与等に相当する額の合計額を納付
- ・上記合計額が承継時の納税猶予額を下回るときは、その差額を免除



2-7 事業承継税制の特例の創設等



解説図

【事業承継税制を活用した自社株式の承継イメージ】

制度適用 平成30年1月1日
 計画認定期限 平成35年3月31日
 制度適用期限 平成39年12月31日

事業承継税制の特例措置は10年間の時限措置
 施行後5年以内の事業承継計画の認定が必要

特例承継計画(仮称)の認定

- ・認定支援機関の確認、都道府県知事の認定が必要
- ・後継者名、承継後5年間の事業計画等を記載

生前贈与

先代死亡
(相続開始)

経営環境変化に応じた減免制度
 株式の売却価格(清算価格)で、
 税額を再計算し、承継時との
 差額を免除

対象株式数上限
 3分の2の撤廃

株式一括贈与
 贈与税 | 相続税

先代
 配偶者等

先代(代表者)以外からの
 株式贈与が対象化
 ・先代から後継者への贈与から
 5年以内の贈与が対象

贈与税の免除
 相続税の猶予に切替
 (切替後も猶予割合は
 100%のまま)

株式譲渡、合併、
 解散の場合

後継者

特例承継期間 (5年間)

後継者死亡

相続税
 の免除

- ・代表者継続・株式10%以上保有等
- ・雇用確保要件緩和(都道府県・税務署への届出(毎年1回)雇用状況の報告・届出は必要)

- 特例承継期間における雇用実績報告
- ・雇用5年平均80%を下回った場合のみ提出が必要
- ・認定支援機関の指導・助言が必要

3-1 所得拡大促進税制の改組

平成30年度以降

改正の概要

- ・中小企業者等以外の法人(大法人)は、平均給与等支給額が前年度比3%以上増加していること、国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であることの要件を満たした場合には、給与等支給増加額の15%を税額控除できるものとする
また、当期の教育訓練費が比較教育訓練費と比較して20%以上増加している場合は、給与等支給増加額の20%を税額控除できることとする
- ・中小企業者等は、平均給与等支給額が前年度比1.5%以上増加した場合は、給与等支給増加額の15%を税額控除できるものとする
また、次の要件のいずれも満たす場合は、給与等支給増加額の25%を税額控除できるものとする
 - ①平均給与等支給額が前年度比2.5%以上増加
 - ②次のいずれかを満たす
 - イ 教育訓練費が前期と比較して10%以上増加
 - ロ 事業年度終了日までに経営力向上計画の認定を受け、計画に従って経営力向上が行われたものと証明

解説

国内設備投資額 ……当期に取得等をした国内にある減価償却資産で、当期末に有するものの取得価額の合計額
 減価償却費の総額……当期の償却費として損金経理した金額
 (前期の償却超過額等は除き、特別償却準備金の積立額は含む)
 教育訓練費 ……国内雇用者の職務に必要な技術・知識の習得や向上を目的とした一定の費用
 比較教育訓練費 ……前期及び前々期の教育訓練費の年平均額

3-2 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

平成30年度以降

改正の概要

生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の革新的データ活用計画(仮称)の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その革新的データ活用計画に従ってソフトウェアを新設し、又は増設した一定の場合(下記①)において、情報連携利活用設備(下記②)の取得等をして、その事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却又はその取得価額の5%の税額控除を選択適用できる

①ソフトウェアの取得価額の合計額(※1)が5,000万円以上の場合

※1 ソフトウェアと共に取得又は製作をした機械装置又は器具備品がある場合には、これらの取得価額の合計額を含む

②情報連携利活用設備とは、上記①のソフトウェア、機械装置及び器具備品をいい、開発研究用資産を除く。なお、機械装置は、データ連携・利活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの又はデータ連携・利活用による分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示を受けるものに限る

解説

特別償却額

上記②(ソフトウェア、機械装置、器具備品)×30%

税額控除額

上記②(ソフトウェア、機械装置、器具備品)×5%(※2,3)

※2(平均給与等支給額－比較平均給与等支給額) < 3% の場合には、3%
比較平均給与等支給額

※3当期の法人税額の20%(※2の場合には、15%)を上限とする

3-3 租税特別措置の適用要件の見直し

平成30年度以降

改正の概要

大企業が、平成30年4月から平成33年3月までに開始する各事業年度において次のいずれにも該当しない場合は、当該事業年度については、原則として研究開発税制その他一定の税額控除を適用できないこととする

- ①平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること
- ②国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること

解説

一定の税額控除…研究開発税制、地域未来投資促進税制、情報連携投資等の促進に係る税制
大企業 …中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)又は農業協同組合等以外の法人

3-4 地方拠点強化税制の見直し

平成30年度以降

改正の概要

- ① 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長
- ② 雇用促進税制のうち同意雇用開発促進地域に係る措置の廃止
- ③ 上記②の制度のうち地方事業所基準雇用者数に係る措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置を地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度に改組・見直しし、その適用期限を2年延長する

解説

上記③地方拠点強化税制における雇用促進税制の見直し

(イ)対象となる要件についての見直し

現行	増加雇用者数が5人以上 (中小企業者等については、2人以上)	比較給与等支給額＝ 前事業年度の給与等の支給額(A) +{(A)×雇用増加割合×30%}
改正後	地方事業所基準雇用者数のうち、 有期雇用又はパートタイムである 新規雇用者を除いた数が 2人以上であること	比較給与等支給額＝ 前事業年度の給与等の支給額(A) +{(A)×雇用増加割合×20%}

(注1)地方事業所基準雇用者数に係る措置については、上記①の制度との選択適用とする

(注2)控除税額は、当期の法人税額の20%を限度とする

解説

(ロ)地方事業所基準雇用者数に係る措置における地方事業所税額控除限度額の見直し

現行	法人全体の雇用者増加率が 10%未満の場合 下記(A)×30万円(※1) ※1 10%以上の場合:60万円	法人全体の雇用者増加率が 10%未満の場合 下記(B)×10万円(※3) ※3 10%以上の場合:40万円
改正後	法人全体の雇用者増加率が 8%(移転型の場合5%)未満の場合 下記(A)×30万円(※2) ※2 8%(5%)以上の場合:60万円	法人全体の雇用者増加率が 8%(移転型の場合5%)未満の場合 下記(B)×20万円(※4) ※4 8%(5%)以上の場合:50万円

A地方事業所基準雇用者数のうち無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数に達するまでの数
B(a)+(b)

- (a)新規雇用者総数(地方事業所基準雇用者数を越える部分を除く)
 ー無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数
 (ただし、(a)は新規雇用者総数の40%に達するまでの数とする)
- (b)地方事業所基準雇用者数ー新規雇用者総数

(ハ)地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別税額控除限度額の見直し

地方事業所特別税額控除限度額を次の金額とする

改正後の地域再生法の準地方活力向上地域(仮称)の特定業務施設に係る金額を20万円(原則:30万円)に、その特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額

3-5 申告書の電子申告の義務化

平成32年度以降

改正の概要

大法人の法人税等の申告書の提出については、e-Taxにより提出しなければならないものとする
添付書類については、e-Taxにより提出又は当該事項を記録した光ディスク等を提出しなければならないものとする

大法人…内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

3-6 申告書の添付書類の提出不要化

適用時期 未定

改正の概要

以下の法人税の制度の適用を受ける場合に申告書に添付することとされている書類について、添付に代えて保存することにより制度の適用を受けられることになる。

- ① 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- ② 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例
- ③ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
- ④ 収用換地等の場合の所得の5,000万円特別控除
- ⑤ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の2,000万円特別控除
- ⑥ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の1,500万円特別控除

3-7 連結子法人の個別帰属額等の届出の見直し

平成32年度以降

改正の概要

連結親法人が連結子法人の個別帰属額等をe-Tax又は光ディスク等により連結親法人の所轄税務署へ提供した場合は、連結子法人が当該個別帰属額等を記載した書類を当該連結子法人の本店等の所轄税務署に提出したものとみなす

3-8 連結納税に係る一部の書類の提出不要化

平成31年度以降

改正の概要

次の書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とする

- ①連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書
- ②完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
- ③連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

3-9 自署押印制度の廃止

適用時期 未定

改正の概要

法人税、地方法人税及び復興特別法人税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する

3-10 高度省エネルギー増進設備等の取得

平成30年度以降

改正の概要

青色申告書を提出する法人で特定事業者等(※1)であるものが、適用期間(※2)内に、高度省エネルギー増進設備等(※3)の取得等をして 国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却(中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除と選択適用)ができることとする
ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする

解説

※1 特定事業者等

- ①エネルギーの使用の合理化等に関する法律のエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として経済産業大臣に指定された工場等を設置している者(その指定に係る同法の加盟者を含む)
- ②改正後の当該法律の連携省エネルギー計画(仮称)の認定を受けた工場等を設置している者
- ③改正後の当該法律の荷主連携省エネルギー計画(仮称)の認定を受けた荷主

※2 適用期間

上記①の法人については平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間

上記②及び③の法人については当該法律の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの期間

※3 高度省エネルギー増進設備等

一定の機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物及びソフトウェアをいう

3-11 再生可能エネルギー発電設備等の取得

平成30年度以降

改正の概要

青色申告書を提出する法人が、再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合、取得価額の20%を特別償却できることとする

解説

再生可能エネルギー発電設備等とは、非化石エネルギー源から電気や熱、燃料などを得るための機械などをいう。ただし、太陽光、風力、原子力等一定の非化石エネルギー源の利用に資する次の①の資産及び原子力等一定の非化石エネルギー源の利用に資する次の②の資産は対象外とする。

- ①非化石エネルギー源から電気もしくは熱を得るため又は非化石エネルギー源から燃料を製造するための機械など
- ②上記①の資産とともに使用する機械などで、その資産の持続的な利用に必要なもの

3-12 企業主導型保育施設用資産の取得

平成30年度以降

改正の概要

青色申告書を提出する法人が、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合、3年間12%(建物等及び構築物は15%)の割増償却ができることとする

解説

企業主導型保育施設用資産…事業所内保育施設の新設又は増設とともに幼児遊戯用構築物等の取得等をする場合で
その事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の助成金を受ける場合におけるその事業所内保育施設を構成する建物等及びその幼児遊戯用構築物等

幼児遊戯用構築物等…保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具、家具及防犯設備

3-13 交際費等の損金不算入制度の延長

平成30年度以降

改正の概要

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する

3-14 少額減価償却資産特例の延長

平成30年度以降

改正の概要

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する

3-15 環境関連投資促進税制の廃止

平成30年3月31日

改正の概要

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(環境関連投資促進税制)は、適用期限の到来をもって廃止する

3-16 返品調整引当金制度の廃止

平成33年度以降

改正の概要

平成33年4月以降、返品調整引当金制度は段階的に廃止する

平成33年4月以降開始される事業年度から、現行法による損金算入限度額に対して1年ごとに10分の1ずつ縮小した額の引当てを認める等の経過措置を講ずる

3-17 長期割賦販売等の延払基準の廃止

平成30年4月1日以後に終了する事業年度以降

改正の概要

長期割賦販売等について延払基準により収益及び費用の額を計算する制度は廃止する

平成30年4月より前に長期割賦販売等を行った法人については、平成35年3月までに開始する事業年度について現行の延払基準により収益及び費用の額を計算できることとし、平成30年4月以降に終了する事業年度に、延払基準の適用をやめた場合の繰延割賦利益額を10年均等で収益計上する等の経過措置が講ずる

3-18 特別事業再編における株式譲渡損益の繰延べ

改正時期未定

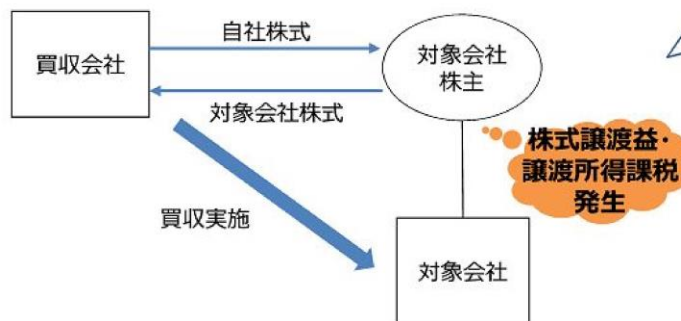
改正の概要

産業競争力強化法の改正を前提とし、法人が、同法の特別事業再編計画(仮称)の認定を改正法の施行日から平成33年3月31日までの間に受けた事業者の行ったその特別事業再編計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編(仮称)により、その有する株式(出資を含む)を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする

解説図

現行制度

(自社株式を対価とする例)



・対象会社株主には、買収会社の株式を対価とした買収に応じると株式譲渡益・譲渡所得への課税が生じるため、納税資金の確保が必要のため、買収に応じない株主も。

・納税資金確保のために対象会社株主が交付された買収会社株式を売却する可能性があり、株価下落リスクが生じる。

⇒株式を対価とした大型買収等が困難。

**対象会社株主の
課税の繰延措置が必要**

改正

・平成33年3月31日までに、特別事業再編計画(仮称)の認定を受け、実行 → 課税の繰延措置

3-19 組織再編税制における適格要件の緩和

改正時期未定

改正の概要

- ① 完全支配関係がある法人間で行われる当初の組織再編成の後、適格株式分配を行うことが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件のうち完全支配関係の継続要件について、その適格株式分配の直前の時までの関係により判定することとする
- ② 当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業員又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業員従事要件及び事業継続要件を満たすこととする

解説

- ① 改正前は、親会社が100%子会社を設立した後、その子会社に対して吸収分割により事業を移転し、株式分配を行う場合には、完全支配関係の継続要件を満たすことが出来なかったため、非適格分割とされていた。
改正後は、完全支配関係の継続要件は適格株式分配直前までの関係で判定することとなるため、適格分割となった。
- ② 改正前は、従業員引継要件及び事業引継要件を適格要件とする当初の組織再編成を行った場合、その後、完全支配関係がある法人間で従業員又は事業の移転が見込まれている場合には、当初の組織再編成は適格要件の従業員引継要件と事業継続要件を満たすことができず、非適格組織再編成とされていた。
改正後は、完全支配関係がある法人間で従業員又は事業の移転が見込まれている場合にも、当初の組織再編成は従業員引継要件及び事業引継要件を満たすこととなる。

4-1 国際観光旅客税(仮)の創設

平成31年1月7日以後出国分

改正の概要

船舶又は航空機等により、本邦から出国する観光旅客等は出国1回につき、1,000円の国際観光旅客税(仮)を支払う

<非課税対象者>

- ・航空機により入国後24時間以内に出国する乗継旅客
- ・天候その他の理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船等していた者
- ・2歳未満の者

(注)本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、国際観光旅客税(仮)は課さない

4-2 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

①平成32年4月1日以後譲渡分

②平成30年7月1日以後譲渡分

改正の概要

①免税販売手続の電子化

外国人旅行者から旅券等の提示を受け、その購入の事実及び氏名その他の旅券等に記載された情報に係る電磁的記録を国税庁長官に提供する

(現行の下記手続等を廃止する)

- イ 購入記録票と旅券等との間の割印
- ロ 購入者誓約書及び旅券等の写しの提出並びに保存義務
- ハ 外国人旅行者による税関長への購入記録票の提出義務

②免税販売の対象となる下限額の判定の見直し

一般物品について一定の方法により包装等を行う場合には、当該一般物品と消耗品の販売金額を合計して、免税販売の対象となる下限額を判定できる

4-3 たばこ税の見直し

平成30年10月1日より順次

改正の概要

①たばこ税率の引上げ

現行1,000本につき11,424円である税率を14,424円まで段階的に引き上げる

②加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの喫煙用具を製造たばこことみなし、たばこ税法等の規定を適用する
製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を設ける

解説図

①たばこ税率の引き上げは、1,000本につき、次のとおりとする。

	現行	改正案		
		第一段階	第二段階	第三段階
		H30年10月1日	H32年10月1日	H33年10月1日
国のたばこ税	5,302円	5,802円	6,302円	6,802円
地方のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
合計	11,424円	12,424円	13,424円	14,424円

4-4 その他 

②平成31年10月1日以後

改正の概要

- ①券面のない有価証券等の譲渡に係る消費税の内外判定を以下のとおりとする
- イ 振替機関等が取り扱う券面のない有価証券等・・・振替機関等の所在地で判定
 - ロ イ以外の券面のない有価証券等・・・当該有価証券等に係る法人の本店、主たる事務所等の所在地で判定
- ②消費税の簡易課税制度について、農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業を第2種事業とし、そのみなし仕入率を80%(現行70%)とする

解説

- ②平成31年10月1日を含む課税期間から適用する。ただし、同日前における食用の農林水産物を生産する事業については、適用しない。

5-1 PE(恒久的施設)の定義の見直し



平成31年分以降の所得税及び平成31年1月1日以降に開始する事業年度分の法人税

改正の概要

PE(恒久的施設)とは、事業を行うための支店や営業所等の一定の場所をいい、日本国内で事業を行う外国法人が日本国内にPEを有していない場合には、日本で行う事業から生じた所得に対しては日本で課税されない

改正では、このPE認定を回避する行為を防止するためにPEに定義の見直しが行われた

①代理人PEについて、以下のとおり変更される

- イ 国内において非居住者又は外国法人のために、その事業に関し反復して契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約である場合における者を代理人PEに加える
- ロ 独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する者に代わって行動する者を除外する

②保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として使用する事業を行う一定の場所は、PEに含まれないものとする。ただし、その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有するものである場合に限り

③建設PEの期間要件について、契約を分割して建設工事等の期間を1年以下とすることにより建設PEを構成しないことがその契約の分割の主たる目的の一つであった場合には、分割された期間を合計して判定を行うこととする

④租税条約上、国内法上のPEと異なる定めがある場合には、その租税条約上のPEを国内法上のPEとする

5-2 非居住者の公的年金控除の見直し

平成32年分以降

改正の概要

公的年金控除の見直しに伴い、非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額につき65歳未満の者については現行の支払われる金額の額から控除する金額を6万円から5万円に、65歳以上の者については10万円から9万5千円にそれぞれ減額する

5-3 不動産関連法人の株式譲渡益課税の見直し

平成31年分以降所得税及び平成30年4月1日以降に開始する事業年度分の法人税

改正の概要

非居住者又は外国法人に係る不動産関連法人の株式等譲渡益課税について適用対象となる株式等の判定時期を、現行の譲渡の年の前年12月31日から、「株式等の譲渡の日前365日以内のいずれかの時」に見直す

5-4 外国子会社合算税制の見直し

外国関係会社の平成30年4月1日以降に開始する事業年度

改正の概要

外国関係会社が組織再編等でその有する海外子会社株式を譲渡した場合において、その譲渡をした外国関係会社の解散が見込まれる等の要件を満たしたときは、その対象株式の譲渡益を当該譲渡をした外国関係会社の適用対象金額から控除する

編集

TOMA税理士法人
TOMAコンサルタンツグループ株式会社
<http://toma.co.jp>

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館3階
TEL 03-6266-2531 E-Mail toma@toma.co.jp

・税理士24名・国税局OB税理士9名・税理士試験科目合格者39名・公認会計士5名・米国公認会計士1名・社会保険労務士15名・中小企業診断士5名・弁護士2名・司法書士4名・行政書士10名・不動産鑑定士1名・土地家屋調査士1名・宅地建物取引士16名・M&Aシニアエキスパート4名・人事労務コンサルタント20名・経営コンサルタント10名・医療経営コンサルタント10名・ITコンサルタント10名・ファイナンシャルプランナー31名・相続診断士1名・賃貸不動産経営管理士2名・知的資産経営認定士1名・登録政治資金監査人1名・銀行OB5名ほか 総人数200名

<ビジョン> 日本一多くの100年企業を創り続け、1000年続くコンサルティングファームになります。